

(案)

第三次
いちかわ都市農業振興プラン
令和8年度～令和12年度

※図表・数値は暫定的なものです

令和8年2月 市川市

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の期間.....	1
3 計画の位置づけ.....	2
第2章 市川市の都市農業の現状と課題.....	3
1 市川市の都市農業の現状.....	3
2 市川市における都市農業の課題.....	10
3 第二次計画等の検証.....	12
第3章 市川市の農業の目指す姿.....	16
1 基本目標.....	16
2 基本方針.....	16
3 施策体系.....	17
第4章 施策の内容.....	18
【基本方針Ⅰ】活力に満ちた農業の推進.....	18
【基本方針Ⅱ】都市農地の保全.....	27
【基本方針Ⅲ】都市農業に対する理解の醸成.....	29
第5章 計画の推進.....	37
1 各主体の役割と推進体制.....	37
2 重点事業と目標指標.....	38
3 計画の評価と適切な進行管理.....	40

※本計画で使用している数値は特別な記載がない限り、令和7年9月末時点で最新のものです。

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

本市では、2015年(平成27年)4月に制定された都市農業振興基本法(以下、「基本法」という。)に基づき、2016年(平成28年)3月に「いちかわ都市農業振興プランを2023年(令和5年)3月に「第二次いちかわ都市農業振興プラン」を策定し、農業施策を推進してきました。

この間、国の改正食料・農業・農村基本法において、「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」の実現に向けて、関連する基本的施策等を定めています。

また、一方で都市農業の持続的な成長に向けて、自然災害や気候変動等のリスクへの対応強化、SDGs やみどりの食料システム戦略を契機とした環境に配慮した取り組みの推進、スマート農業等への対応も必要となっています。

そこで、これらの変化に対応し、本市の特色を活かした農業の持続的な成長を目指し、「第三次いちかわ都市農業振興プラン」(以下、「計画」という。)を策定しました。

2 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、市川市総合計画を上位計画とし、本市の農業振興を計画的に進めていくための5か年計画として位置付けるものとし、国・県が策定した農業振興に関する計画や本市の関連する部門計画とも連携して推進していきます。

また、この計画は、基本法に基づき平成28年に国が策定した都市農業振興基本計画の趣旨を踏まえ、都市農業の振興に関する地方計画を兼ねるものとします。

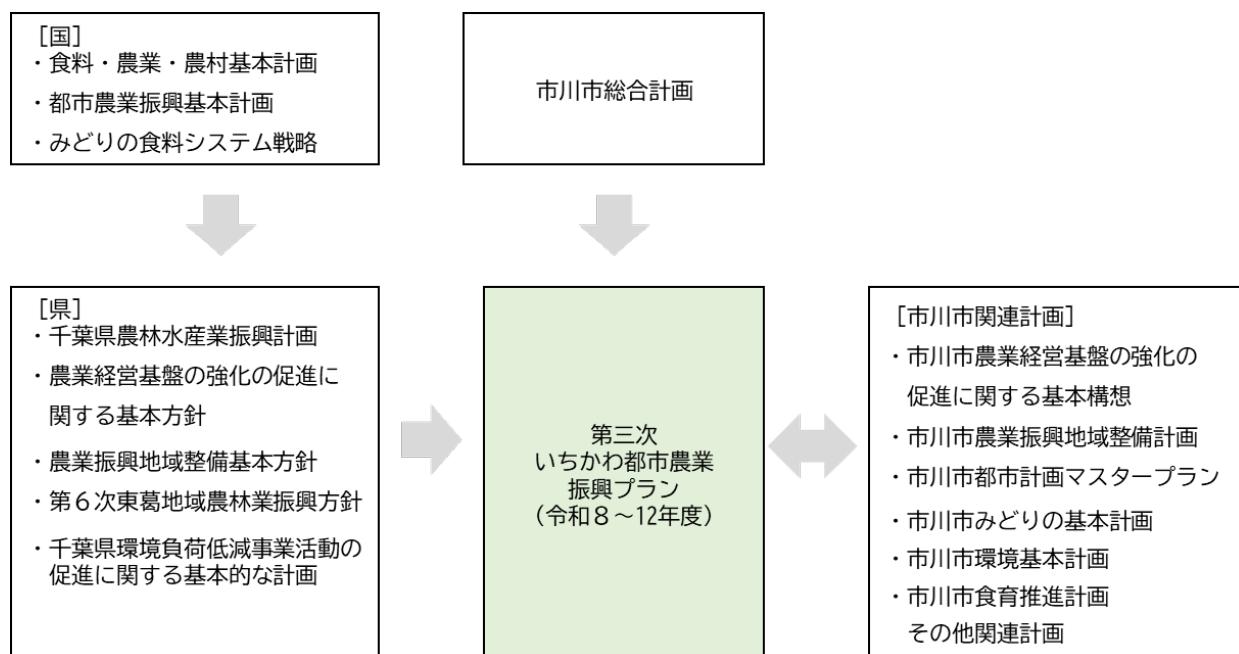


図1 本市における本計画の位置づけ

第2章 市川市の都市農業の現状と課題

1 市川市の都市農業の現状

（1）概要

本市は大消費地である東京都に隣接し、約50万人の市民が住む住宅都市として発展している一方で、北部を中心に農業も盛んに行われています。

地形は概ね平坦であり、台地は関東ローム層の粘質壤土、低地は海岸であったことから砂質壤土が形成されています。気候は1年を通して温暖で、県内有数の産出額を誇る梨の栽培、施設栽培のトマトや露地栽培のネギなどを中心とした野菜栽培、シクラメン等の花き栽培が行われています。

また、市川市は大町地区及び大野町地区の一部（総面積：386ha）が昭和48年に千葉県知事より農業振興地域に指定されたことから、昭和49年に市川市農業振興地域整備計画を策定しています。農業振興地域内農用地区域は、原則として農地転用が認められていないため、優良な農地が維持されています。

（2）農地の現状

①令和2年の販売農家における経営耕地面積（以下「経営耕地面積」と言う。）

は304haで、その内訳は樹園地が221ha（73%）、畑が78ha（26%）、田が6ha（2%）となっています。経営耕地面積は、年々減少しています。

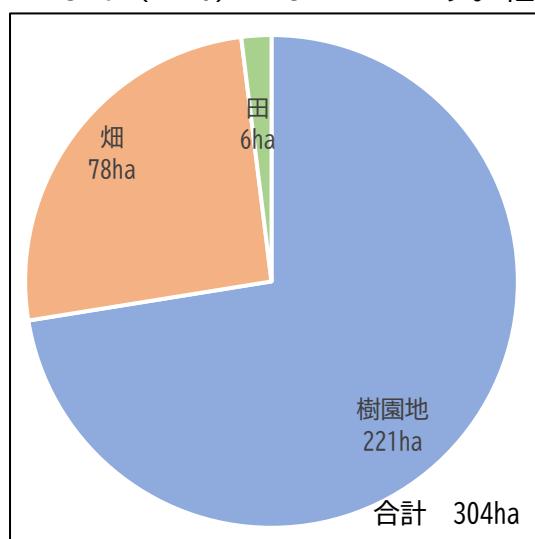


図2 令和2年経営耕地面積※

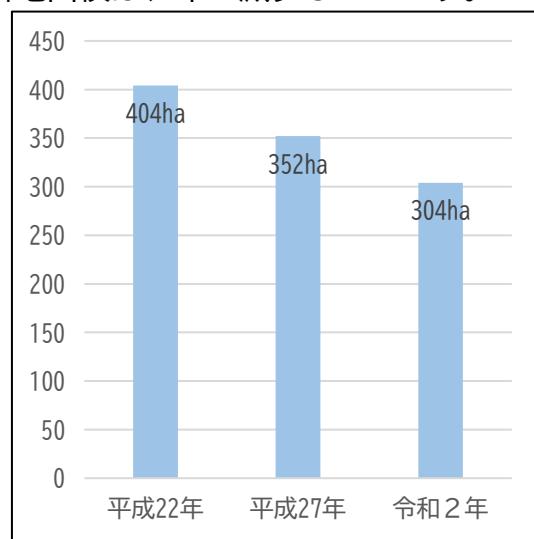


図3 経営耕地面積の推移

（出典）農林水産省、2010年世界農林業センサス、2015年農林業センサス、2020年農林業センサス

※小数点以下四捨五入のため合計値と一致しません

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

②荒廃農地面積は、令和6年度は10.9haで、その内訳は田が5.6ha、畑が3.6ha、樹園地が1.8haとなっています。荒廃農地面積は横ばいとなっています。

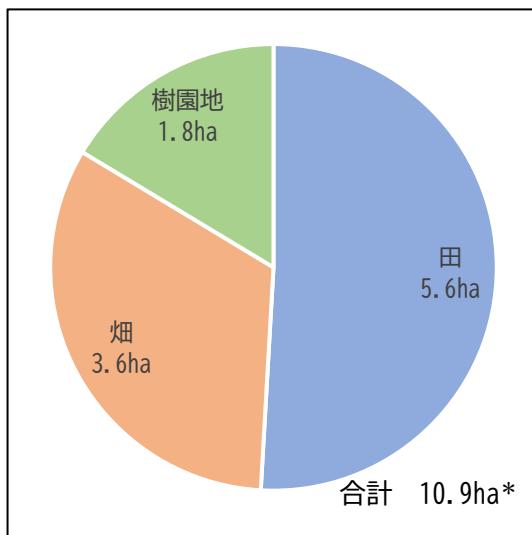


図4 令和6年荒廃農地面積の内訳

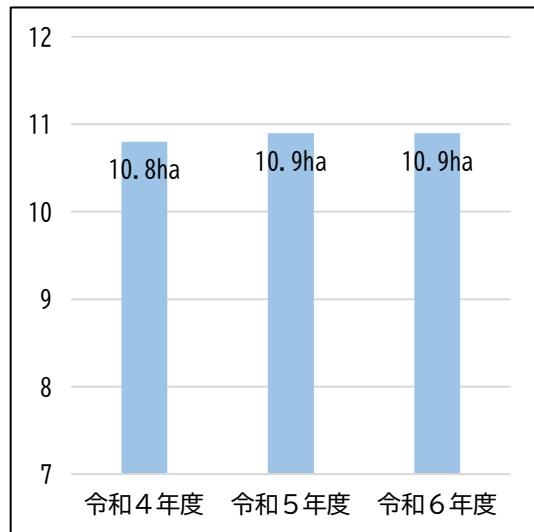


図5 荒廃農地面積の推移

（出典）遊休農地に関する措置の状況に関する調査

*小数点第2位四捨五入のため合計値と一致しません

（3）農業産出額

本市における令和5年の農業産出額（推計）は22.4億円で、その内訳は、果実が15億4,000万円（68.8%）と最も多く、次いで野菜5.5億円（25.0%）、花き1億円（3.3%）となっています。令和4年は降雹被害を受け産出額が減少していますが、直近5年間では微減傾向にあります。

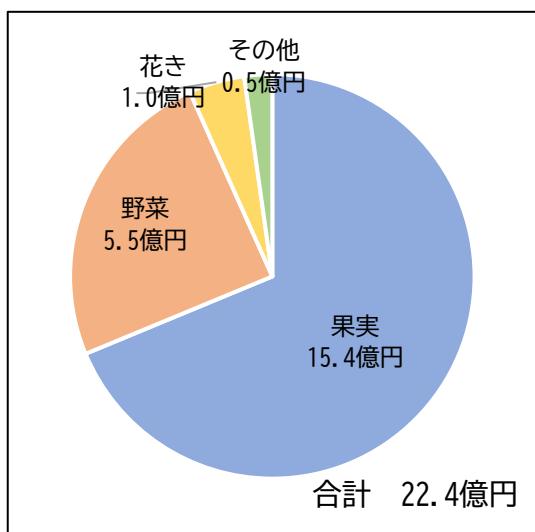


図6 令和5年農業産出額（推計）

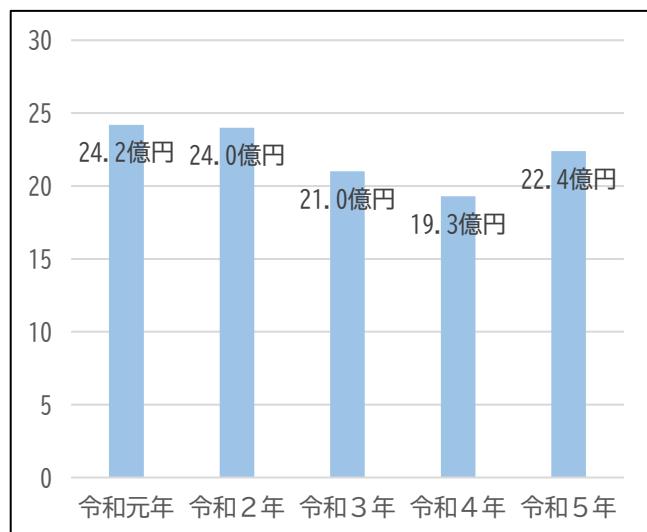


図7 農業産出額の推移

（出典）農林水産省、市町村別農業産出額（推計）

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

（4）農家数

本市における令和2年の総農家数は403戸で、その内訳は販売農家数が278戸、自給的農家数が125戸となっています。

また、総農家数は年々減少しており、年齢別農業従事者数は70代が162人(24.8%)と最も多く、次いで60代159人(24.3%)、50代107人(16.4%)と高齢化が進んでいます。

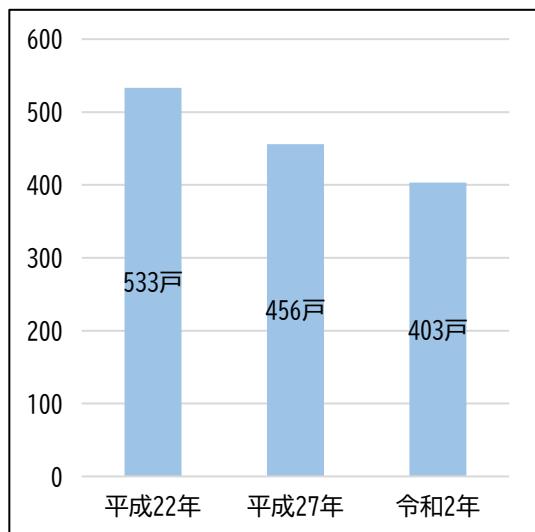


図 8 総農家数の推移

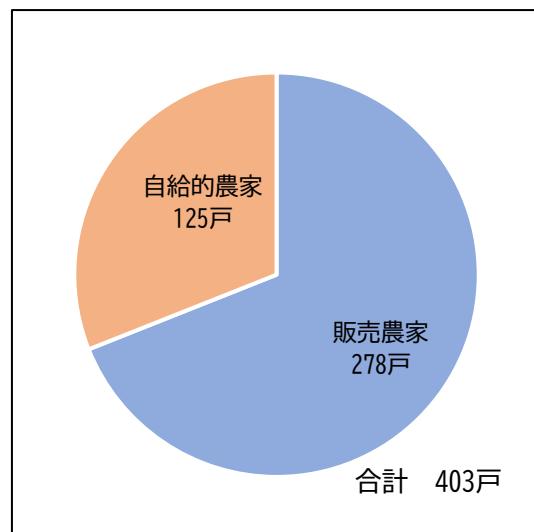


図 9 令和2年 総農家数の内訳

（出典）農林水産省, 2010年世界農林業センサス, 2015年農林業センサス, 2020年農林業センサス

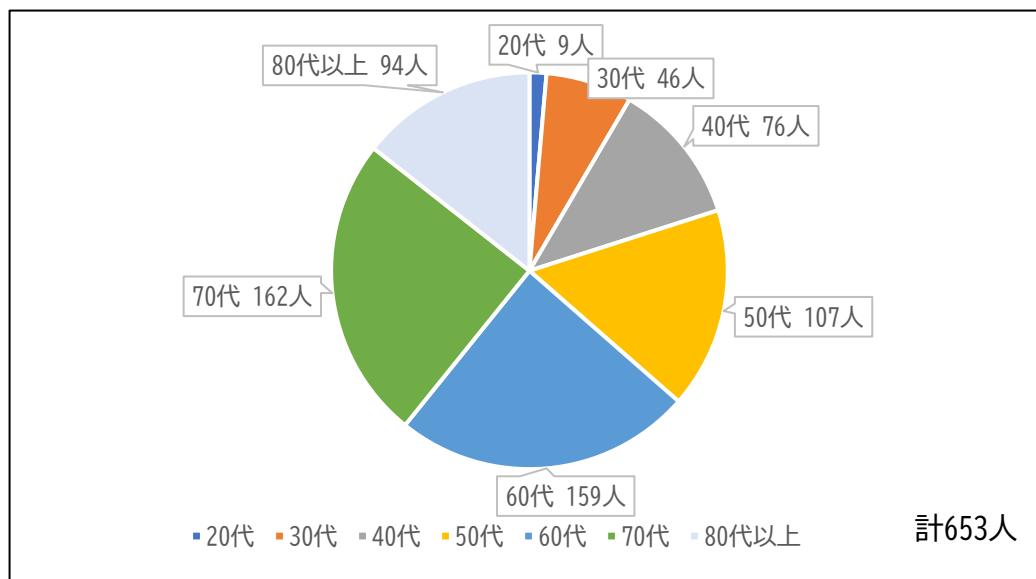


図 10 令和2年 年齢階層別の基幹的農業従事者数

（出典）農林水産省, 2020年農林業センサス

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

（5）農家の意向

本市農業者の現状と今後の意向を把握するため、令和7年5月に市川市農業協同組合の各部会員および新規就農者260名を対象にアンケートを実施しました。アンケートは134名から回答があり、回答率は約51.5%でした。

①労働力について

アンケート回答者のうち後継者がすでに農業に従事している、あるいは、将来継ぐ予定である農家は約5割でした。残り5割ほどの農家は、後継者がいない、あるいは、継ぐかどうか未定となっており、今後の担い手不足が懸念されます。

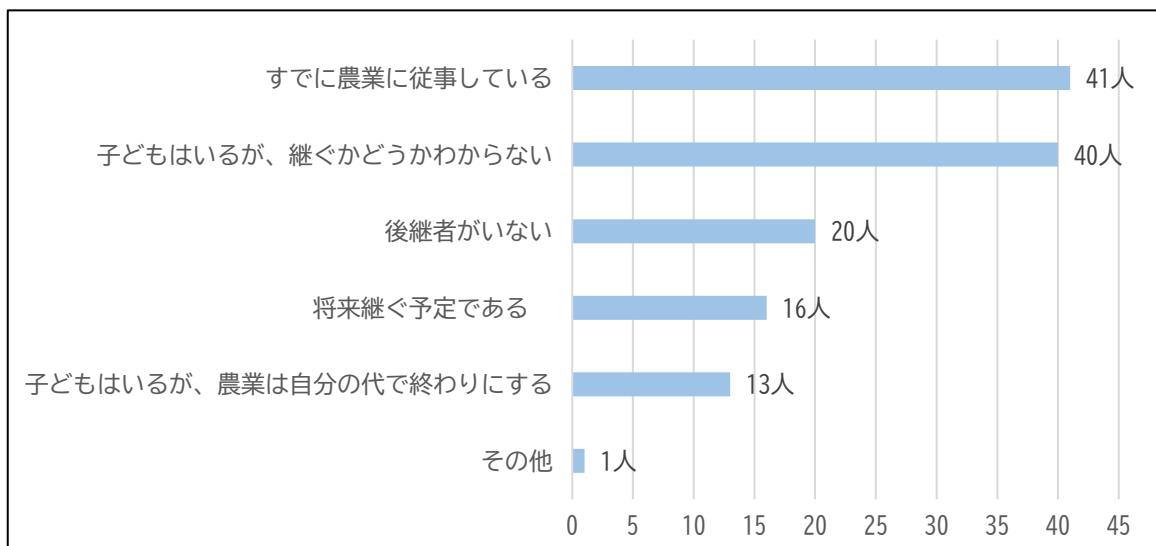


図 11 世帯の農業後継者について

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

また、後継者の育成、確保において特に重要と考えることについてはともに「農業で多くの収入が得られるようにする」が最も多く、ついで「休日をとれるようにする」でした。

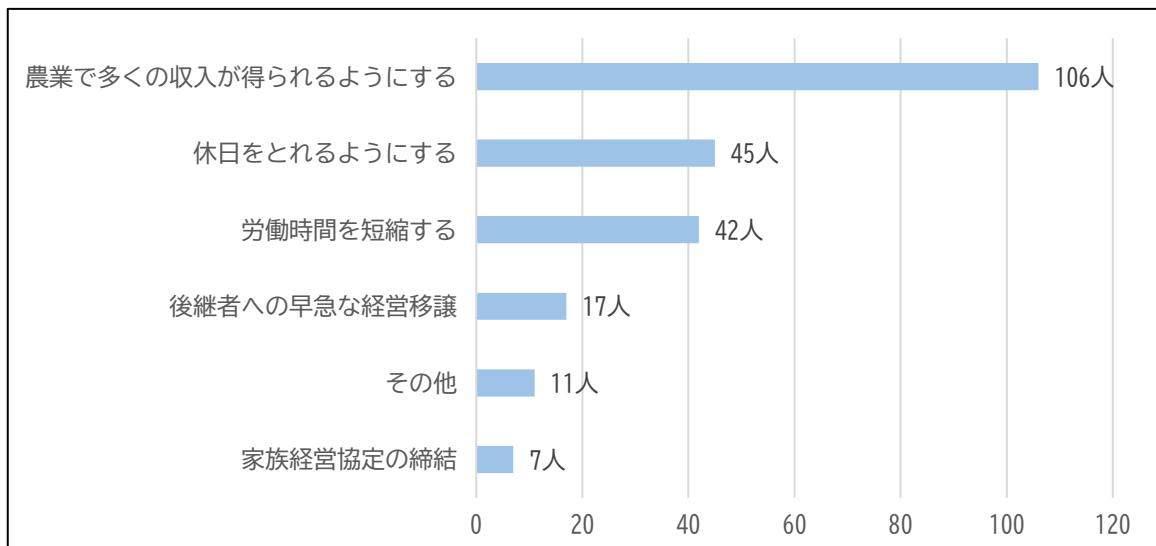


図 12 農業後継者の育成に特に重要と考えられること（2つまで回答可）

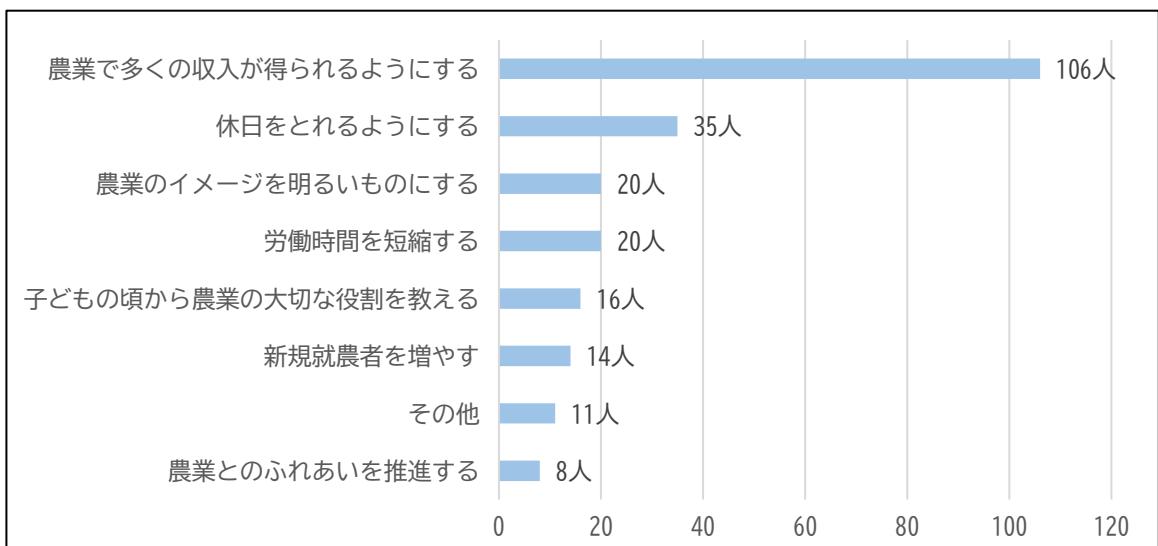


図 13 農業後継者の確保に特に重要と考えられること（2つまで回答可）

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

②現在の農業経営について

営農類型については、「梨が中心」が 94 人 (70.1%) と最も多い、次いで「露地野菜が中心」が 12 人 (9.0%)、「施設園芸野菜が中心」が 10 人 (7.5%) となっています。

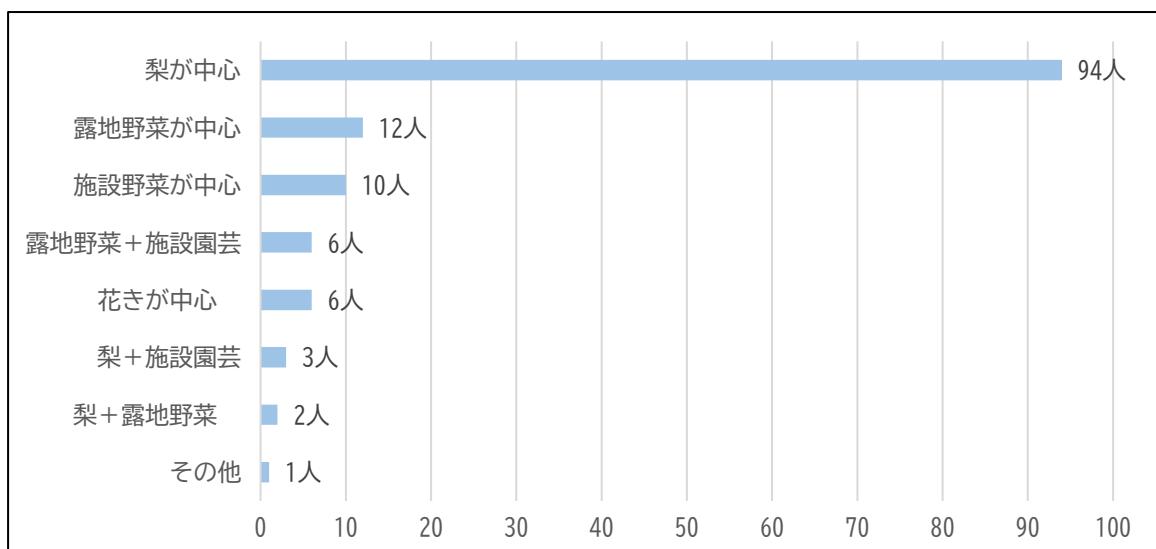


図 14 現在の営農類型について

また、主な出荷先は「直売」が 79 人 (59.0%) と最も多い、生産者と消費者の距離が近く、「梨が中心」とする農家が最も多い本市ならではの傾向となっています。

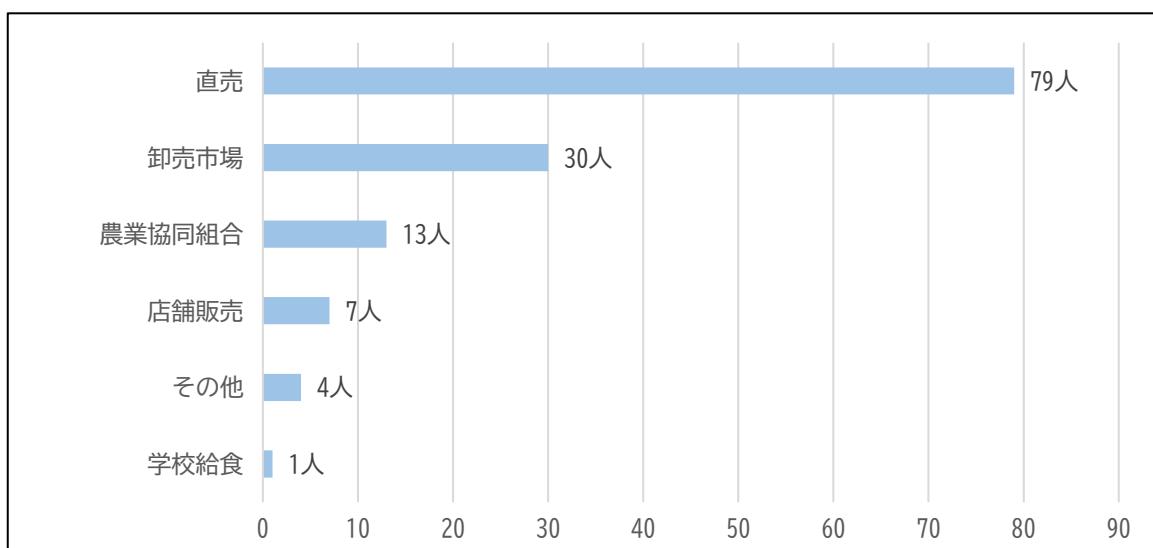


図 15 主な出荷（販売）先について

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

③今後の経営意向について

今後の経営意向については、「現状維持でよい」が93人（70.5%）と最も多く、次いで「規模拡大」が15人（11.4%）、縮小が12人（9.1%）となっており、半数以上の農家が経営規模を現状維持する意向でした。

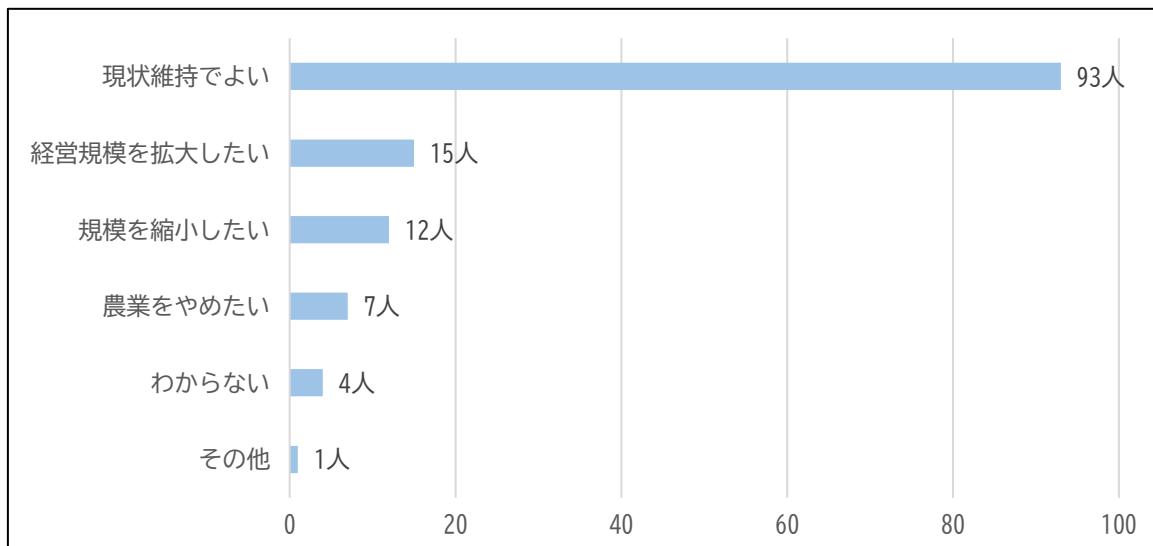


図 16 今後の経営意向について

④新規就農者への支援について

本市で新規就農を目指す人に対する支援において協力いただけることについては、「技術指導」が32人で24.4%、「情報提供」が51人で38.9%と割合が多く、「雇用・第三者継承」「農地の貸し付け」での協力が可能であるとの回答もありました。

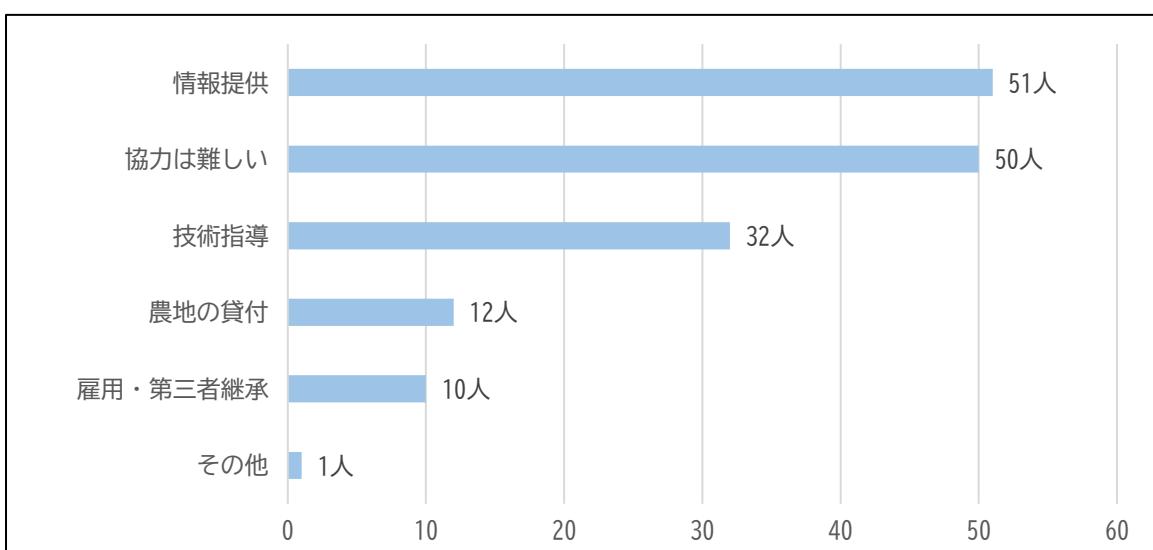


図 17 新規就農者へ協力いただけること(2つまで回答可)

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

2 市川市における都市農業の課題

（1）担い手の確保

本市では農業従事者の高齢化が進み、後継者も不足していることから、農家数は年々減少しています。

都市農業の持続的発展に向けて、既存の農業者への支援に加え、農業後継者や新規就農者、企業等の参入など多様な担い手を確保していく必要があります。

担い手にとって魅力的な都市農業を目指し、農作物の高付加価値化など農業所得の向上や農業経営の安定化に向けた対策と併せて、農地の集積・集約化やスマート農業の導入等による農作業の省力化・効率化等を図り、労働環境の改善に向けた対策を推進していく必要があります。

（2）農地の保全

本市の経営耕地面積は減少傾向にあります。近年、都市農地の位置付けが「いずれ宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へ大きく方向転換され、都市農地の保全と活用を図るために生産緑地法の一部改正も施行されています。

都市農地については、農作物の供給機能に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場等として多様な機能の発揮を通じて、その有効活用と適正な保全を図り、住宅地との共存を目指していくことが求められています。

また、市街化調整区域を通過する北千葉道路の整備により、周辺の農環境に大きな変化が生じることが考えられるため、地域のニーズや課題などを踏まえ、農地の保全に努めてまいります。

市川市 都市計画区域 5,639ha	市街化区域 3,984ha (70.7%)	市街化区域内農地 ^{※1} 生産緑地 ^{※2}	116.4ha (2.1%) 82.13ha (1.5%)
	市街化調整区域 1,655ha (29.3%)	市街化調整区域内農地 ^{※1} 農業振興地域 ^{※3} 農用地区域	373.8ha (6.6%) 138.7ha (2.5%)

() は全体に占める割合

※¹ 令和7年1月1日時点 ※² 令和7年1月28日時点 ※³ 令和6年12月末時点

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

（3）都市農業と地域住民の共生・都市農業に対する理解の醸成

都市農業を持続可能な産業として成長させていくためには、住民の農業に対する理解を醸成していくことが重要です。

地域住民が都市農業を大切な地域資源であることを再認識し、その多面的な機能は都市農業の安定的な継続の下に発揮されることなど、日頃から都市農業について考え、農業施策への理解を深め、市川市産農作物の積極的な購入など都市農業の支援に向けた行動に繋げていくことが期待されます。

また、一方で農地と住居が近接する都市農業においては、農薬の飛散防止や堆肥の臭気対策など、周辺の生活環境に配慮した営農活動が求められます。

地域住民が農業と触れ合う場や機会の充実や農業者と地域住民との交流等を通じて相互に理解を深め、都市農業と地域住民が共生していくことが必要です。

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

3 第二次計画等の検証

前計画(第二次いちかわ都市農業振興プラン)に位置付けられた実施事業のうち、重点事業の達成状況について検証しました。

基本方針	重点事業	指標	R4 年度 計画	第二次計画	
			R4 年度 実績値	R7 年度 目標値	実績値 (達成率)
I 活力に 満ちた農 業の推進	①認定農業者等の 育成・確保	認定農業者数	140 名	143 名	140 名 (98%)
	②スマート農業の推進	スマート農業助成件数 [情報提供]	0 件 [0回/年]	2 件 [2回/年]	0 件 [0回/年] (0%)
	③環境に配慮した 農業の推進	減農薬栽培面積	47ha	48ha	51ha (106%)
	④農業経営の 安定化対策の推進	果樹園における 多目的防災網設置面積 [設置割合]	46ha [22%]	58ha [28%]	63ha [28%] (109%)
II 都市農地 の保全	⑤ 農地の利用集積の 促進	担い手への 農用地利用集積面積 [集積率]	199ha [38.5%]	220ha [43%]	227ha [45.9%] (102%)
III 都市農業 への理解 の醸成	⑥民設市民農園の 開設等への支援	民設市民農園区画数	942 区間	1,100 区画	929 区画 (85%)
		農業に関心がある 市民の割合(いちモニ)	70.3%	85%	70.7% (83%)

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

（1）認定農業者等の育成・確保

地域の農業の中心的な担い手となる意欲的な経営体の育成と確保に向けて、認定農業者制度の普及促進を図るとともに認定農業者に対して、補助事業や農業制度資金等の支援を措置してきました。

認定農業者数（市認定）は、令和4年度末の139人から令和7年9月末時点では140人とほぼ横ばいであり、第二次計画目標の143人は達成していませんが、県認定（他市にまたがって営農している人）を受けている農業者数は令和6年から令和7年の1年で約2倍に増加しています。

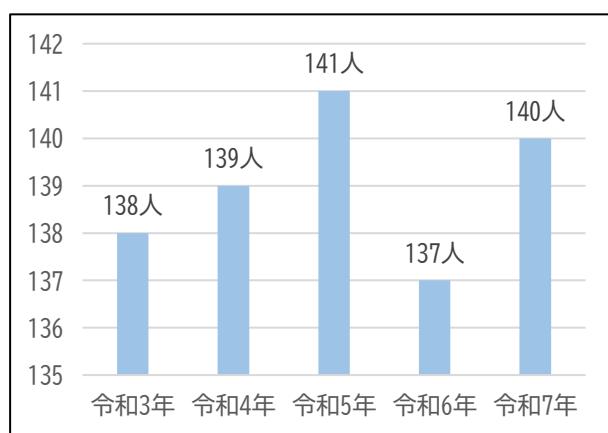


図 18 認定農業者数の推移（市認定）

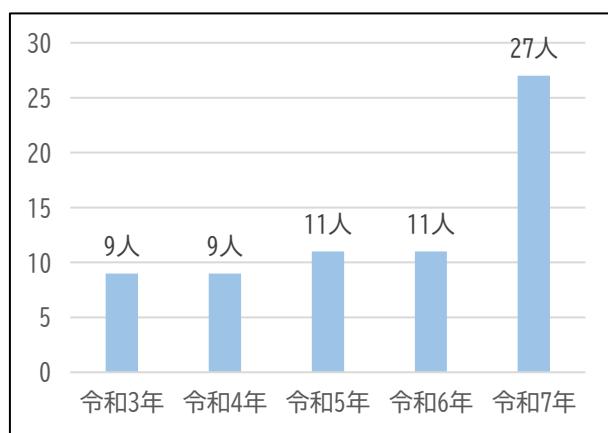


図 19 認定農業者数の推移(県認定)

（2）スマート農業の推進

スマート農業については大規模な稲作で導入が先行しています。本市の主要産物である果樹に対しては実証試験が進められている段階のものが多く、令和7年度は導入補助目標値2件に対して実績は0件でした。

しかしながら、本市都市農業の振興においても農作業の省力化・効率化は急務であることから、今後も引き続き関係機関と連携しながら本市の営農状況に適した技術等に関する情報を収集し、機械化やスマート農業技術の導入促進に向けた支援を行っていく必要があります。

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

（3）環境に配慮した農業の推進

前計画より環境に配慮した農業の推進を、重点事業に追加しました。

果樹栽培における減農薬栽培にあたって、コンフルーザーの導入に対し助成を引き続き実施したところ、減農薬栽培（減農薬資材導入）面積は目標値 48ha に対して実績は 51ha でした。

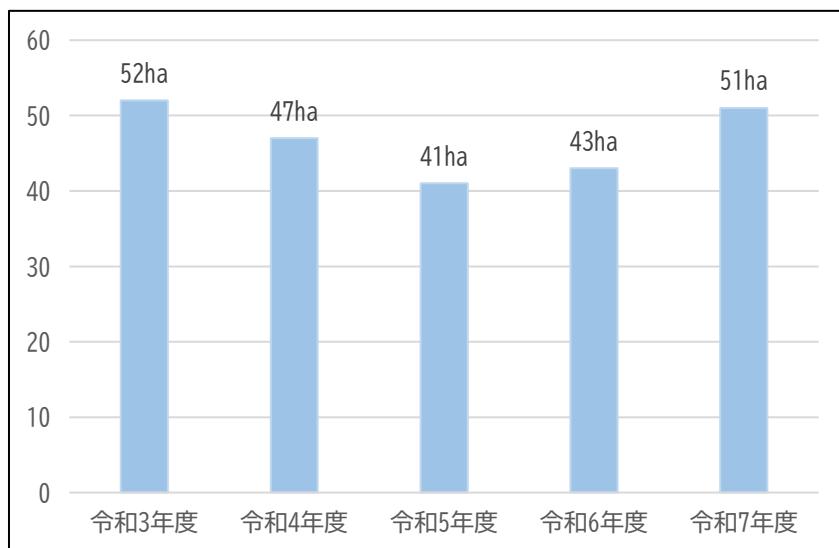


図 20 減農薬栽培（減農薬資材導入）面積の推移

（4）農業経営の安定化対策の推進

近年の地球温暖化の進行により、異常気象による自然災害などが多発しており、農業所得の安定化に向けて、果樹園における多目的防災網の設置を推進してきました。

令和 4 年度の降雹被害を受け、多目的防災網設置事業を実施したことにより 46ha から 63ha へ増加し、市内面積の約 28%での設置が完了しています。

（5）農地の利用集積の促進

担い手不足や高齢化等により耕作できなくなった農地の利用促進や耕作放棄地対策として、農用地の利用集積を推進してきました。

担い手への農用地利用集積面積は、令和 4 年度末の 199ha から令和 7 年度の 3 年間で 227ha へ約 1.14 倍に増加し、農地の集積が進んでいます。

農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借制度(利用権設定)の浸透に伴い、利用集積面積が増加傾向にあり、高い目標を掲げた第二次計画目標値は達成となりました。

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

（6）民設市民農園の開設等への支援

都市化が進展し農地が減少していく中で、市民の土のふれあいや農業に対する理解の醸成を推進していくために、民設市民農園の開園に向けた相談対応や開設・運営に係る助成等の支援を行いました。

民設市民農園は、農地が多い北部地域を中心に農地所有者等による開設が続いている一方、情勢の変化により閉園する民設市民農園もあったことで、令和4度末の942区画から、令和7年度には926区画と減少となっています。

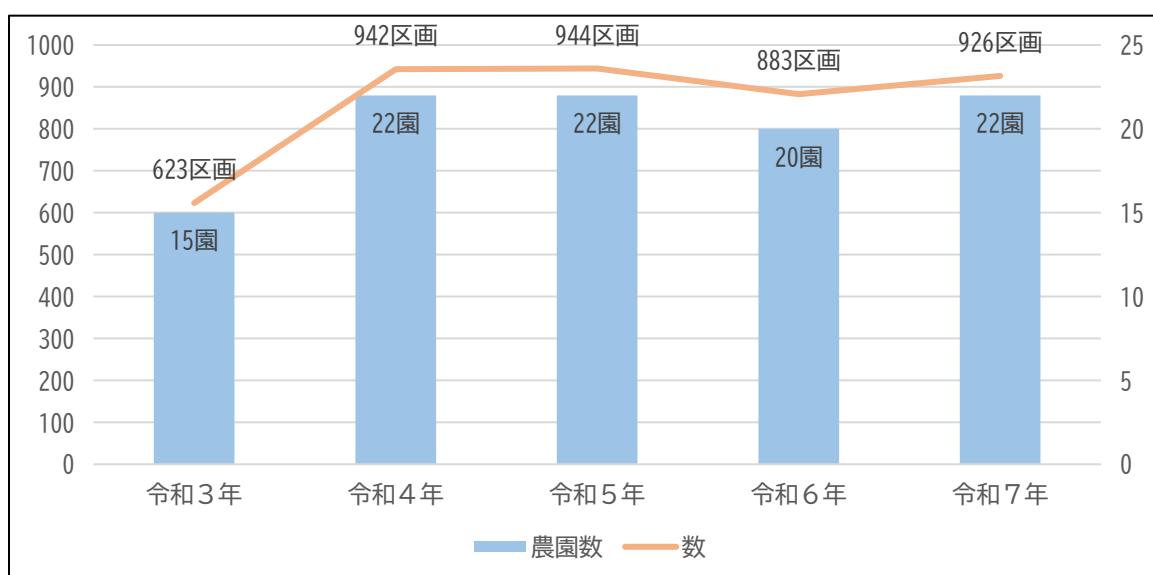


図 21 民設市民農園数と区画数の推移

第3章 市川市の農業の目指す姿

1 基本目標

本市農業の将来を見据え、基本目標を次のように定めます。

**活力と笑顔あふれる力強い「いちかわ」農業へ
～魅力ある都市農業を目指して～**

2 基本方針

本市では様々な問題に対応するため、引き続き次の3項目を基本方針として設定し、基本施策を展開していきます。

【基本方針Ⅰ】活力に満ちた農業の推進

農業従事者が将来にわたり持続的な農業を行うためには、活力に満ちた農業の実現が不可欠であることから、次の基本施策を展開していきます。

<基本施策>

- (1) 「農業者等の育成・確保」：担い手の育成や新規就農者の確保等
- (2) 「農業経営の安定化」：農業生産施設等への支援等
- (3) 「農産物の価値向上」：農産物のPRや農産物の高付加価値化の推進

【基本方針Ⅱ】都市農地の保全

都市農地の保全と利用の促進に向けて、関係機関と連携して次の基本施策を展開していきます

<基本施策>

- (1) 「農地の利用促進」：利用集積の促進、農地パトロール等
- (2) 「生産緑地制度等の活用」：生産緑地の指定、都市農地の貸借の円滑化

【基本方針Ⅲ】都市農業への理解の醸成

都市農地が有する多様な機能の発揮を通して市民の農業への理解の醸成を図るため、次の基本施策を展開していきます。

<基本施策>

- (1) 「農業とふれあう機会の充実」：市民農園や体験農園の整備等
- (2) 「地産地消の推進」：市内産農産物の直売や食育事業等
- (3) 「広報活動の推進」：農地の多面的な機能に関するPR等

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

3 施策体系

基本目標を実現するため、基本方針及び基本施策の体系に基づき事業を展開していきます。

NEW 新規事業又は以前の計画からの分類変更 ★重点事業（継続）

基本目標	基本方針	基本施策	実施事業
活力と笑顔あふれる力強い「いちかわ」農業へ 魅力ある都市農業を目指して	I. 活力に満ちた農業の推進 II. 都市農地の保全 III. 都市農業への理解の醸成	(1) 農業者等の育成・確保	1) 認定農業者等の育成・確保 ★
			2) 農業青少年クラブへの支援
			3) 多様な担い手等の育成
		(2) 農業経営の安定化	1) 農業生産施設等への支援
			2) スマート農業の推進 ★
			3) 環境に配慮した農業の推進 ★
		(3) 農産物の価値向上	4) 地域住民と農業の共生
			5) 農業所得の安定対策の推進 ★ NEW
			1) 農産物に係るPRの強化
			2) 農産物の高付加価値化等の推進
		(1) 農地の利用促進	1) 利用集積の促進 ★ NEW
			2) 地域計画の推進 NEW
			3) 遊休農地対策
		(2) 生産緑地制度等の活用	1) 生産緑地の指定
			2) 都市農地の貸借の円滑化の推進
		(1) 農業とふれあう機会の充実	1) 市民農園等の充実 ★ NEW
			2) 農業に関する学習の機会の充実 NEW
			3) 農業ボランティアの推進 NEW
		(2) 地産地消の推進	1) 地産地消の推進
			2) 食育事業の推進
		(3) 広報活動の推進	1) 農地の多様な機能のPR

第4章 施策の内容

【基本方針Ⅰ】活力に満ちた農業の推進

将来にわたり、安定的な経営が確立できるよう、都市農業における果樹・野菜・花き栽培の振興、農業者等の育成・確保など農業経営を支援するとともに、地域ブランドを活用した地元農産物のPRなどに努め、活力に満ちた農業を推進します。

<基本施策（1）>農業者等の育成・確保

1) 認定農業者等の育成・確保（重点事業）

地域の農業の中心的な担い手として期待される認定農業者や認定新規就農者制度の周知徹底を図り、意欲があり企業的経営感覚に優れた農業者の育成・確保対策を推進していきます。

また、新規就農者に対する相談窓口として、関係機関と連携しながら就農準備等に必要な農業技術や知識の習得、助成制度に関する情報の提供、就農後の経営の安定化に向けたフォローアップ等の支援を行います。

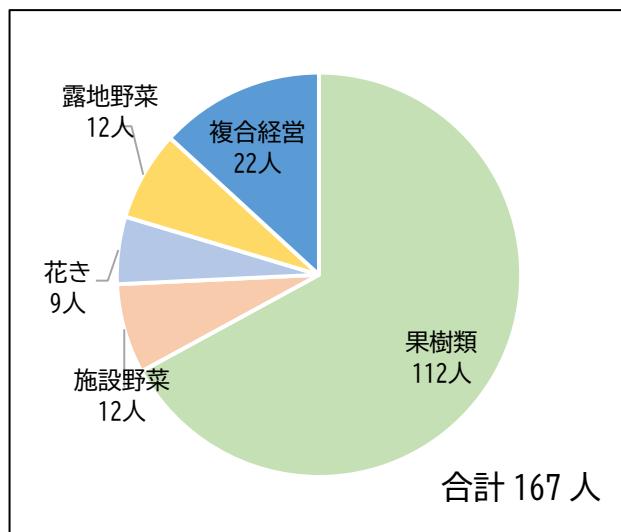


図 22 令和7年 営農類型別の認定農業者数(県認定含む)

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

2) 農業青少年クラブへの支援

農業従事者が年々減少していく中で、農業後継者で組織された農業青少年クラブが取り組む農業経営や栽培に関する知識・技術の習得や後継者同士の連帯感の育成を目的とした活動を支援し、未来の地域農業の担い手育成に努めます。

○市川市農業青少年クラブ

市川市農業青少年クラブとは、市川市内の農業後継者で構成される団体で、昭和38年に発足しました。通称4Hクラブとも呼ばれています。

市川市農業青少年クラブは、農業に関する講習会への参加や農業研修の開催をすることで自らのスキルアップに努めているほか、幼稚園児等を対象としたサツマイモの収穫体験、いちかわ農水産まつりや、道の駅いちかわへの出品による地域の方々との交流も行っています。



▲ロゴマーク



▲研修の様子

3)多様な担い手等の育成

女性農業者の農業経営への参画を推進するとともに、農業法人化や企業等の参入に際して必要な情報の提供を行い、多様な担い手の育成を推進します。

①女性農業者の参画の推進

女性が共同経営者として農業経営に積極的に参画し、活躍できるよう、家庭内の役割分担を明確にする家族経営協定の締結や、夫婦連名での認定農業者の申請等を推進します。

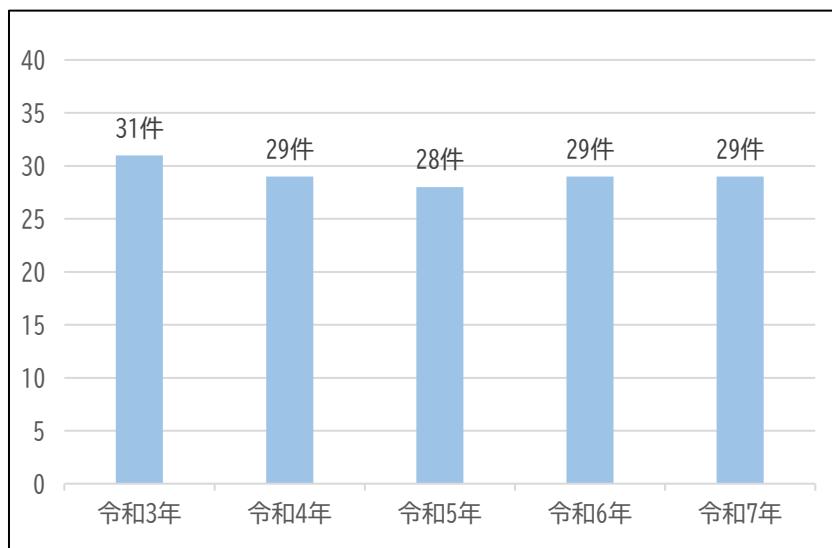


図 23 家族経営協定締結数

②農業法人化や企業等の参入への支援

農業法人化や集落営農は経営規模の拡大や経営承継を図る農家にとって、経営管理能力の向上その他、様々なメリットがあります。

農業法人化や集落営農、企業の農業への参入に関して必要な情報の提供や相談について、関係機関と連携して取り組みます。

③農福連携への支援

農福連携は、農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。

農福連携の取り組みを推進するために関係機関と連携して支援します。

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

<基本施策（2）> 農業経営の安定化

1) 農業生産施設の設置等への支援

農業者が実施する生産性の向上に必要な農業施設・機械等の導入に対して支援を行います。

2) スマート農業の推進（重点事業）

ロボット、AI、IoT 等の先端技術を活用した「スマート農業」の推進により、省力化・効率化が進み、きつい作業からの解放、熟練者でなくても誰もが取り組みやすい農業の実践や高品質生産の実現などが期待されています。

本市では、令和2年度よりロボット草刈機等の先端技術の導入に対する支援を行っています。今後も、地域農業の中心的担い手となる農業者を中心に機械化やスマート農業の普及推進を図ります。

3) 環境に配慮した農業の推進（重点事業）

農業生産活動は、自然界の物質循環を活かしながら行うため、地球温暖化対策や生物多様性の保全等に配慮し、環境と調和した持続可能な農業を推進していくことが重要です。

農業活動に伴う環境負荷の低減に向けて、減農薬・減化学肥料栽培等の農業生産方式を推進するとともに、環境の保全や廃棄物の資源化を図り、都市と農地が共存する持続的な農業を推進します。

①減農薬・減肥料栽培等の推進

化学合成農薬や化学肥料の使用量の低減に関する取り組みを推進します。

性フェロモン剤等の減農薬資材や化学合成農薬のみに依存しない IPM
(総合的病害虫・雑草管理) 技術の導入への取り組みを支援します。

また、農薬飛散防止施設等の設置に対して支援を行い、生活環境の保全に配慮した農業を推進します。

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

②環境保全型施設園芸の推進

化石燃料の使用量の削減など、環境負荷低減技術を活用した施設園芸への転換に向け、省エネ機器や資材等の新技術導入などの取組を推進します。



▲新設のビニールハウス

③資源循環型農業の推進

農業生産活動に伴って発生する廃プラスチックや剪定枝等の適正処理と再資源化への取り組みを支援し、資源循環型農業を推進します。

4) 地域住民と農業の共生

近年、市街化調整区域においても宅地化が進んでおり、住宅の隣地が農地であるような地域が多くなってきています。

都市農業においては農地が消費地と近接していることが営農上の利点である反面、農薬の飛散防止や堆肥の臭気対策など、周辺の生活環境に配慮した農作業が求められます。

本市の特産である梨は栽培に農薬の散布が必須であり、本市としては農薬飛散防止対策としてネットの設置等に対し引き続き補助を実施し、住民と都市農業が共生できるような環境作りを推進します。

また、地域住民への都市農業の理解の醸成のためにも、引き続き地域住民へ農業理解の促進を実施していきます。

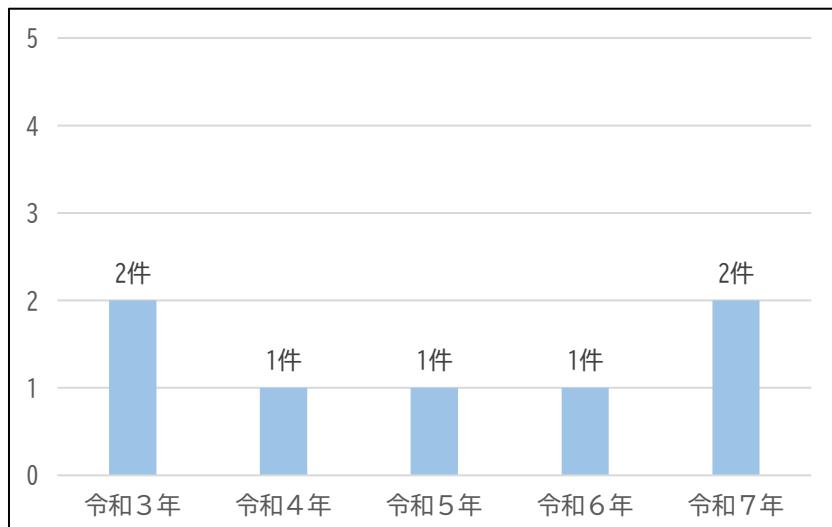


図 24 農薬飛散防止施設設置事業補助金 実施件数

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

5) 農業所得の安定対策の推進（重点事業）

地球温暖化の進行に伴う異常気象や自然災害が増加しており、本市では令和4年6月に降雹被害を受け、多目的防災網の導入に対する支援を推進しています。

特に、近年では猛暑や少雨などによる高温障害の被害なども受けていることから、高温対策として農業用灌漑用水設備の導入や施設園芸用被覆材の改修などに対する支援を推進しています。

また、農作物価格の乱調等のリスクに対応した農業所得の安定化に向けて、収入保険・農業共済の普及促進、適応策に関する情報の提供等を推進します。

さらに、有害鳥獣による農作物への被害を低減するため、有害鳥獣の捕獲等に関する支援を行います。



▲多目的防災網設置の様子

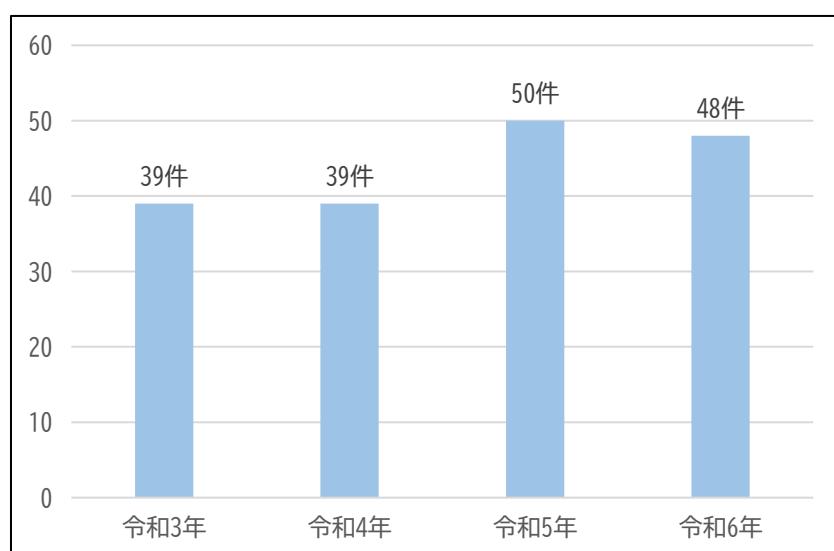


図 25 有害鳥獣捕獲件数の推移

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

<基本施策（3）> 農産物の価値向上

限られた農地の中で生産性と品質の向上に取り組み、単位面積当たりの収益の向上を図るとともに、農産物のブランド化や6次産業化など農産物の付加価値を高める取り組みを推進し、農業所得の向上を目指します。

1) 農産物に係る PR の強化

市内農産物を広く市内外に PR することを目的としたイベントの実施やパンフレットの作成、ふるさと納税の活用等、PR を強化していきます。

【PR イベントの様子】



▲「市川のやさい」フェア



▲市川市産花の展示会



▲いちかわ農水産まつり



▲「市川のなし」フェア

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

2) 農産物の高付加価値化等の推進

農作物を生産するだけではなく、消費者ニーズに対応した高付加価値な農産物の生産や新たな地域ブランド品の創出など、高収益な農業経営に向けた取り組みを推進します。

直売やインターネット、SNS、インショップ等による販路拡大への取り組み、都市農業者自らによる農産物加工品の開発・生産・販売活動や食品関連企業等との連携による商品開発など、6次産業化や農商工連携への取り組みを支援します。

○市川市産農産物の地域ブランド

「市川のなし」をはじめとする、地域ブランドの推進に取り組んでいます。



商標登録 第 5066922 号



▲地域団体商標登録「市川のなし」 ▲市川市産花きのブランド「市川のはな」

食べればわかる!
一番近い市川野菜



▲市川市産野菜のブランド「いちベジ」



▲市川とまと「いちとま」

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

【基本方針Ⅱ】都市農地の保全

優良な都市農地の保全と利用の推進に向けて、農業委員会等と連携を図りながら、意欲ある都市農業者へ農地の集積や集約を推進します。

また、都市農地を保全する有効な手段である生産緑地に関する制度の充実を踏まえ、貸借の円滑化等により都市農地の保全に努めます。

<基本施策（1）>農地の利用促進

1) 利用集積の推進（重点事業）

農業従事者の高齢化や担い手不足等により耕作できなくなった農地について、市と農業委員会が連携して、生産規模を拡大したい農業者への集積・集約化を推進し、効率的に営農できる経営体を確保しながら、農地の有効利用・保全対策に取り組みます。

また、農地の出し手と受け手に係る情報を積極的に収集し、農地中間管理機構を活用することにより利用集積を促進していきます。

2) 地域計画

地域計画とは、地域ごとに農地の在り方を話し合い、将来の地域農業のあるべき姿と10年後の農地利用の姿を明確する農地の利用計画です。

市内5地区にて地域の農業を担う者を中心に、将来の地域農業のあり方等について話し合う座談会を令和6年度に開催しました。

引き続き、農業者の声を反映できるよう協議の場を開催してまいります。

3) 遊休農地対策

農地の利用促進につなげるため、農地法(第30条第1項)に基づく「利用状況調査」に位置づけて農地パトロールを実施し、農地の利用状況とを把握し、遊休農地や違反転用の発生防止に努めます。

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

<基本施策（2）>生産緑地制度等の活用

1) 生産緑地の指定

生産緑地制度は、市街化区域内にある農地の生産活動に裏付けられた緑地機能に着目して、公害や災害の防止と農林漁業と調和した都市環境の保全のために、農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画制度です。

生産緑地法の改正を受け 2019 年（令和元年）12 月に「市川市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」を制定し、300 m²以上の農地も生産緑地の指定対象としています。

今後も、都市にあるべきものとして生産緑地の指定・保全を図ります。

2) 都市農地の貸借の円滑化の推進

2018 年（平成 30 年）に、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下「都市農地貸借法」という）」の施行に伴い、生産緑地地区の農地所有者だけではなく、経営規模を拡大したい農業者や新規就農希望者、市民農園を開設したい民間事業者も生産緑地を借りて営農等ができるようになりました。

都市農地貸借法を活用して意欲ある農業者が生産緑地を借りて営農している事例は現在 3 件あり、今後も生産緑地が有する機能の発揮が図れるよう、同制度の活用を推進します。

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

【基本方針Ⅲ】都市農業に対する理解の醸成

都市農業は、厳しい営農環境の中で生活に欠かせない農作物を供給しているほか、身近な農業体験・交流の場の提供や災害時の防災空間の確保、潤いや安らぎにつながる緑地空間など、様々な機能を提供しています。

都市農業の持続的発展に向けて、地域住民が都市農業を大切な地域資源であることを再認識し、その多面的な機能は都市農業の安定的な継続のなかで発揮されることなど、日頃から都市農業について考え、農業施策への理解を深め、市川市産農作物の積極的な購入など都市農業の支援に向けた行動に繋げていくことが期待されます。

市民の地産地消に対する意識を高め、農業とふれあう場や機会の充実を通して農業を身近に感じられるような取り組みを推進します。

<基本施策（1）> 農業とふれあう機会の充実

多様な形態の農園整備や農業体験の場を確保し、農業者と市民の相互理解を深めるとともに、市民との協働による農業の活性化を図ります。

また、学校農園などの農業体験の場を確保し、子どもの頃から農業に触れ、農業に関心を持ち、農の大切さを学べるような環境づくりに努めます。

1) 市民農園等の充実（重点事業）

利用者が農園主から指導を受けながら農作物の栽培・収穫を行う体験農園や区画貸農園、果樹の摘み取りなどの収穫体験を提供する観光農園など、農業者や事業者等による民設市民農園の開園や運営を支援し、農地の有効活用、農家収入の向上や農業者と市民の交流を推進します。

また、令和5年度からは市内の幅広い地域、世代の方に家庭のベランダ等により手軽に野菜の栽培を体験していただくことができる、おうちでちょっと菜園を実施しています。

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

①公設市民農園について

本市では昭和 52 年より、農地所有者から遊休農地等を借りて公設市民農園の運営を行っています。

その後、特定農地貸付法の改正(平成 17 年 9 月)及び都市農地貸借法の施行(平成 30 年 9 月)に伴い、NPO 法人や企業等も市民農園を開設できるようになり、近年は市の北部を中心に農家や事業者による市民農園の開園・運営が増えています。

このため、市北部を中心に農家や事業者等による市民農園の開設・運営の余地のある地域については民設市民農園の開設を推進するとともに、公設市民農園の維持に努めます。

また、公設市民農園の運営に民間の活力を導入していくことも検討していくま

表 1 令和 7 年 開設方法別の民設公設市民農園の内訳

	市民農園 整備促進法	特定農地 貸付法	農園利用方式	計
民設市民農園	1 園 (56 区画)	19 園 (742 区画)	2 園 (131 区画)	22 園 (929 区画)
公設市民農園	0 園 (0 区画)	6 園 (566 区画)	0 園 (0 区画)	6 園 (566 区画)
計	1 園 (56 区画)	25 園 (1,308 区画)	2 園 (131 区画)	28 園 (1,495 区画)

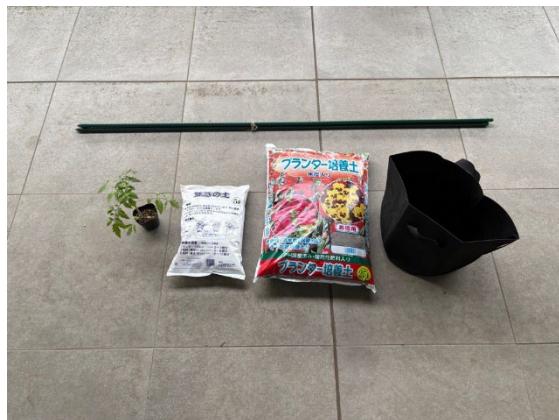
※令和 7 年 3 月 31 日時点

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

②おうちでちょっと菜園について

本市では令和5年度より、市内の幅広い地域、世代の方を対象として、栽培キット一式をお届けし、市内トマト農家からのアドバイスを受けながら家庭のベランダ等でより手軽に野菜の栽培を体験していただくことができる、おうちでちょっと菜園を実施しています。

市民の都市農業理解の醸成を図るために引き続き事業を実施していきます。



▲栽培キット一式



▲植付けの様子

○市民農園

『市民農園』とは、サラリーマン家庭や都市の住民の方々のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、農家でない方々が小さな面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培する農園のことをいいます。

このような農園は、ヨーロッパ諸国では古くからあり、ドイツではクラインガルテン（小さな庭）と呼ばれ、我が国では市民農園と呼ばれるほか、農業体験農園、ふれあい農園などいろいろな名称で呼ばれています。

<p>日帰り型市民農園</p>  <p>[北海道 北広島市 市民農園さとみ]</p> <p>農園面積1.4haの比較的大きい市民農園で、利用者は定年後の方が多くを占めており、馬鈴薯・大根・人参・豆・とうもろこしなどを栽培しています。</p>	<p>日帰り型及び滞在型市民農園</p>  <p>[新潟県 小千谷市 おぢやクラインガルテンふれあいの里]</p> <p>農園の遠くには越後三山、眼下には信濃川の圧倒的大パノラマが広がり、高速道路ICからのアクセスに優れ、豊かな自然の中での生活をのんびりと楽しめます。</p>
<p>日帰り型市民農園</p>  <p>[埼玉県 鶴巻市 こうのとり四季菜ファーム]</p> <p>近くには農産物直売所や地域食材供給施設も存在し、農家との交流を通じて、地域コミュニティの活性化、農業に対する理解を深める場として、子供やお年寄りまで幅広い方々に農業体験をしていただけます。</p>	<p>滞在型市民農園</p>  <p>[兵庫県 多可町 フロイデンハ千代]</p> <p>全国で初めての滞在型市民農園であり、現在、町内には125棟の滞在型市民農園があり日本一の規模となっています。</p> <p>第2回オーライ！ニッポン大賞グランプリ(内閣総理大臣賞)を受賞。</p>

図 26 いろいろな市民農園の事例

（出典）農林水産省、「令和6年度版 市民農園をはじめよう」

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

2) 農業に関する学習の機会の充実

将来を担う子どもたちが生命、自然、環境及び食物などに対する理解を深めるとともに情操を養い生きる力を身につけることや食育の推進等に向けて、学校教育における農作業体験その他農業に関する学習の機会の充実を図ります。

近年では、市内小学校を対象に、「食」と「農」をテーマにした出前授業を行い、農業理解の醸成、フードロスの削減や地産地消を推進しています。



図 27 米つ人クラブ活動の様子



図 28 出前授業の様子

3) 農業ボランティアの推進

農業従事者の突然の怪我や病気等による一時的な人手不足の緩和と市民の都市農業への理解を醸成していくことを目的に、農業をサポートしたい市民と手助けを必要とする農家をマッチングする、援農ボランティア制度を実施しています。（いちかわ援農隊）

また、令和5年夏に中国で火傷病が発生し、中国産梨花粉の輸入が停止されたことから、授粉に必要な花粉をすべて自家花粉で賄う必要があるため、臨時に人手を確保することが急務となりました。そのため、令和6年から限定的なボランティアとして梨花隊の活動を実施しています。

○いちかわ援農隊

いちかわ援農隊とは、市民が農作業を手伝うことにより市内農業者の負担を軽減し、さらに農業者と市民との交流を図ることや、都市農業への理解を深めることを目的として、平成25年に組織された農業ボランティア団体です。

令和7年9月末時点では54名の会員が所属し、市内農業者を支援する活動を行っています。



▲いちかわ援農隊 作業の様子

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

<基本施策（2）>地産地消の推進

1) 地産地消の推進

地産地消は、消費者にとっては生産者との距離が近く顔も見えるために新鮮かつ安心な農作物を購入することができることや、少量多品目を生産している生産者にとっても市場出荷に限定されずに農作物の販売促進につながるというメリットがあります。

また、生産者の顔がみえることで食への感謝や地域の食文化への理解が深まり、長距離の輸送を必要としないことによる環境負荷の低減など、多くの利点があります。

直売所や市内小売店での販売に関する取り組みへの支援、直売所マップの作成・配布などを通じて、地産地消の推進を図ります。

2) 食育事業の推進

健全な食生活の実践等を目的とした食育を推進するなかで、農業体験の実施や学校給食等における地場産物供給のための取り組みを推進していきます。

特に学校給食においては、今後も関係機関と連携して、給食に地元農作物を多く取り入れるなどの取り組みを推進していきます。

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

<基本施策（3）> 広報活動の推進

1) 農地の多様な機能のPR（重点事業）

農地は農作物の供給だけでなく、災害時の避難場所としての機能や雨水を一時的に貯め時間をかけて徐々に流す治水機能、延焼防止機能や土砂崩れを防ぐ機能等多様な機能を有しています。

市公式ウェブサイトや市川の農業に関するイベントの開催等を通して、農地が有する多様な機能を市民へPRし、市民の農業に対する理解の醸成を図ります。

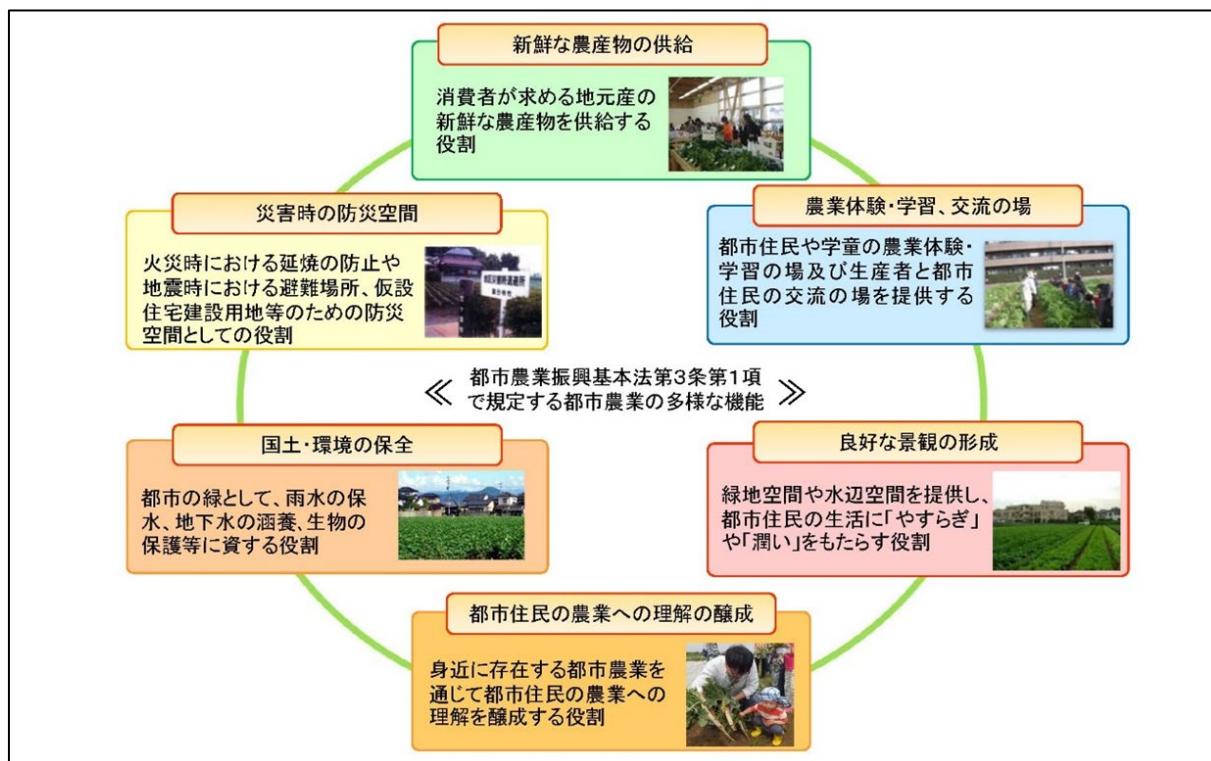


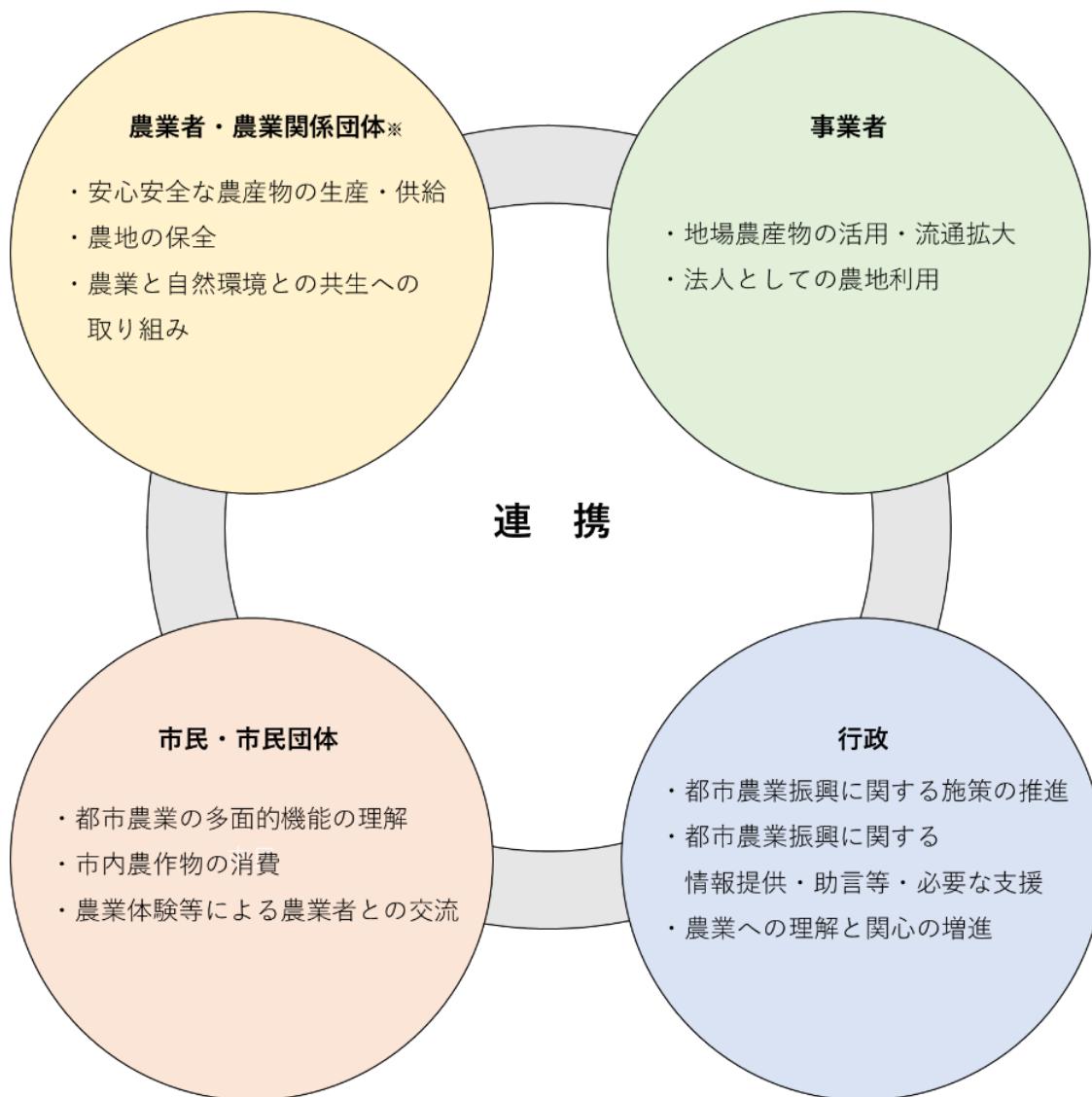
図 29 農地の多様な機能

(出典) 農林水産省、「都市農業振興基本法のあらまし」

第5章 計画の推進

1 各主体の役割と推進体制

計画を円滑に推進するため、行政や JA、生産者、市民など様々な主体が市川市の農業振興を目的として連携し施策を推進していくことが必要です。



※農業関係団体：市川市農業協同組合、市川市農業土等協会、市川市農業青少年クラブ等

図30 各主体の役割

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

2 重点事業と目標指標

本計画における重点事業とその指標を設定し、基本目標の実現に向けた取り組みの進捗状況の評価を行います。

基本方針	重点事業	指標	現状値	第三次計画目標
I 活力に 満ちた農業の推進	①認定農業者等の 育成・確保	認定農業者数 (県認定含む)	167名	172名
		②スマート農業の推進	スマート農業助成件数	0件
		③環境に配慮した 農業の推進	減農薬資材導入面積	51ha
		④農業経営の 安定化対策の推進	果樹園における 多目的防災網設置面積 [設置割合]	63ha [28%]
			灌漑用水設備の 導入支援件数	1件/年
			施設園芸ハウス 導入支援件数	2件/年
			施設園芸ハウス 改修支援件数	1件/年
			7件/年	8件/年
II 都市農地の保全	⑤農地の利用集積 の促進	担い手への 農用地利用集積面積* [集積率]	227ha [45.9%]	297ha [60.0%]
III 都市農業 への理解 の醸成	⑥民設市民農園の 開設等への支援	特定農地貸付法に基づく 民設市民農園数	19園	24園
		農業に関心がある 市民の割合(いちモニ)	70.7%	85.0%

*担い手への農用地利用集積面積とは、認定農業者や市川市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に

おける水準到達者等への農用地利用集積面積を示す。

図 31 基本方針別の重点事業と目標指標

第三次いちかわ都市農業振興プラン（案）

①認定農業者等の育成・確保

農業数が減少傾向にある中で、地域の中心的な農業の担い手となる認定農業者や認定新規就農者の育成と支援に取り組み、令和7年度水準の維持・微増を目指します。

②環境に配慮した農業の推進

果樹栽培や施設園芸における減農薬栽培への取り組みを支援し、性フェロモン剤等の減農薬資材導入面積の拡大を図ります。

③農業経営の安定化に配慮した農業の推進

近年増加している台風や雹などの自然災害や害虫、鳥獣類などによる被害を防止し、農業経営の安定化を図るため、多目的防災網の設置を支援します。

また、高温対策として農業用灌漑用水設備の導入支援並びに施設園芸用被覆材などの改修支援を推進します。

④農地の利用促進

担い手の高齢化等により今後も増加が予想される未利用農地や耕作放棄地対策として、引き続き農業委員会と連携し、農地中間管理事業による農地の貸し手と借り手のマッチングを重点的に実施していきます。

⑤民設市民農園の開設等への支援

市民が土に親しみ農家との交流等を通して都市農業に対する理解を深めていくため、民設市民農園の開設を支援していきます。

併せて、広報活動等を推進し、都市農業に対する市民の理解の醸成を図ります。

3 計画の評価と適切な進行管理

PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）を実施することで、計画の進行管理を適正に行います。

また、社会情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

第三次いちかわ都市農業振興プラン(案)

発行 市川市 編集 市川市 経済観光部 農政課

〒272-8501 千葉県市川市八幡1-1-1

電話 047-711-1141